国立大学法人東京医科歯科大学地震発生時非常参集要領

（平成２３年７月２６日
制　　定）

（目的）

第１　本要領は、労働時間内外を問わず、大地震が発生した際における国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）職員の非常参集について、必要な事項を定めることを目的とする。

（第１次参集体制）

第２　本学の施設が位置する地域（文京区、千代田区及び千葉県市川市）で最大の震度が、震度５弱又は５強の地震が発生した場合には、総務部総務秘書課長の指示により、別紙第１（１）①に掲げる第１次参集要員は、別に定める緊急連絡網により、地震情報の伝達を行う。ただし、総務部総務秘書課長がその必要がないと認める場合はこの限りでない。

２　総務部総務秘書課長が不在のときは、総務秘書課副課長、総務秘書課総務係長の順により前項の職務を代行する。

３　第１項の連絡を受けた第１次参集要員は、直ちに各部署に参集し、所掌事務に関し被害状況等の情報を収集する。

４　総務部総務秘書課長は、収集した被害状況を、別表第１に定める危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）に報告するとともに、必要があると認められる場合は、第２次参集体制を要請することができる。

５　副本部長は、収集した被害状況を、学長に報告する。

６　前２項において、副本部長が不在のときは、総務部長がその職務を代行する。

７　電話の不通等により地震情報の伝達ができない場合、第１次参集要員及び別紙第１（２）に掲げる非常参集補助要員は、自らの安全を確保するとともに、第１項の要請があったものとして、各部署に自発的に参集するものとする。

（第２次参集体制）

第３　本学の施設が位置する地域（文京区、千代田区、千葉県市川市）で最大の震度が、震度６弱以上の地震が発生した場合には、別紙第１（１）②に掲げる第２次参集要員及び非常参集補助要員は、自らの安全を確保するとともに、要請があったものとして、M&D タワー１階大会議室に自発的に参集し、危機対策本部の活動班に準じて業務を行うものとする。

２　第２第４項により第２次参集体制を決定した場合には、総務部総務秘書課長は、適宜の方法により、別紙第１（１）②に掲げる第２次参集要員に地震情報の伝達を行い、参集を

要請するものとする。

（危機対策本部）

第４　学長は、第３に規定する場合には、国立大学法人東京医科歯科大学リスクマネジメント規則（平成２１年規則第４８号。以下「リスクマネジメント規則」という。）第１４条に定める危機対策本部を設置する。

２　危機対策本部員は、M&D タワー１階大会議室に参集し、本部等事業場の運営及び応急対策について所要の措置を講ずる。

３　学長が不在のときは、リスクマネジメント規則第１８条に定めるあらかじめ学長が指名する者がその職務を代行するものとする。

（病院に勤務する職員の参集体制について）

第５　病院に勤務する職員（事務部職員を除く。）の参集体制については、病院災害対策マニュアルによるものとする。

附　則

この要領は、平成２３年７月２６日から施行する。

附　則（平成２３年９月３０日制定）

この要領は、平成２３年９月３０日から施行し、平成２３年８月１日から適用する。

附　則（平成２４年１１月６日制定）

この要領は、平成２４年１１月６日から施行し、平成２４年８月１日から適用する。

附　則（平成２５年５月２９日制定）

この要領は、平成２５年５月２９日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年５月２１日制定）

１　この要領は、平成２６年５月２１日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。ただし、別表第１中学務部、医学部事務部及び医学部附属病院事務部に関する部分は、平成２６年５月１日から適用する。

２　平成２６年４月１日から平成２６年４月３０日までの間、第２、第３及び別表第１中「総務秘書課」とあるのは「総務企画課」に読み替えるものとする。

附　則（平成２７年５月２１日制定）

この要領は、平成２７年５月２１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年８月７日制定）

この要領は、平成２７年８月７日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。

附　則（平成２７年８月１４日制定）

この要領は、平成２７年８月１４日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。

附　則（平成２８年７月１日制定）

この要領は、平成２８年７月１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年７月３１日制定）

この要領は、平成２９年７月３１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年７月１９日制定）

この要領は、平成３０年７月１９日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和元年９月１２日制定）

この要領は、令和元年９月１２日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和４年１月２７日制定）

この要領は、令和４年２月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１２日制定）

この要領は、令和４年４月１２日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和５年３月３日制定）

この要領は、令和５年３月３日から施行し、令和５年３月１日から適用する。

附　則（令和５年３月３０日制定）

この要領は、令和５年３月３０日から施行し、令和５年３月１日から適用する。

別紙第１

（１） 非常参集要員

【震度別】 各要員	【震度５弱・５強】 ①第１次参集体制	【震度６弱以上】 ②第２次参集体制	［参考］ 危機対策本部員
危機対策本部長（学長）		●	●
危機対策副本部長 （学長が指名する理事又は副学長）		●	●
理事		●	●
統合教育機構長		●	●
統合国際機構長		●	●
統合情報機構長		●	●
大学院医歯学総合研究科長		●	●
大学院保健衛生研究科長		●	●
医学部長		●	●
歯学部長		●	●
教養部長		●	●
生体材料工学研究所長		●	●
難治疾患研究所長		●	●
病院長		●	●
首席副病院長		●	●
学生支援・保健管理機構長		●	●
総務部長		●	●
総務部次長		●	●
総務部総務秘書課長	●	●	●
〃　　副課長	●	●	
〃　　総務係長	●	●	
〃　人事企画課長		●	●
〃　人事労務課長		●	●
財務部長		●	●
〃　財務企画課長		●	●
〃　財務経理課長		●	●
施設部長		●	●
〃　施設企画課長	●	●	●
〃　　副課長	●	●	
〃　　施設企画係長	●	●	
〃　施設管理課長	●	●	
〃　　副課長	●	●	
〃　　施設管理係長	●	●	
〃　　電気係長	●	●	
〃　　機械係長	●	●	
医療企画部長		●	
〃　　企画課長	●	●	●
医学部事務長		●	●
病院事務部長		●	●
病院事務部次長		●	●
〃　　総務課長	●	●	●

【震度別】 各要員	【震度５弱・５強】 ①第１次参集体制	【震度６弱以上】 ②第２次参集体制	［参考］ 危機対策本部員
〃　　総務課副課長	●	●	
〃　　管理課長	●	●	
〃　　管理課副課長	●	●	
〃　　管理課施設係長	●	●	
〃　　管理課設備係長	●	●	
〃　　医事一課長	●	●	
〃　　医事二課長	●	●	
〃　　医療支援課長	●	●	
歯学部事務長		●	●
生体材料工学研究所事務長		●	●
難治疾患研究所事務長		●	●
統合教育機構事務部長		●	●
〃　　学務企画課長	●	●	●
〃　　副課長	●	●	
〃　　総務係長	●	●	
〃　　入試課長		●	●
〃　　教養事務室事務長		●	●
統合研究機構事務部長		●	●
〃　　研究推進課長		●	●
統合イノベーション機構事務部長		●	●
〃　　産学連携課長		●	●
統合国際機構事務部長		●	●
〃　　国際交流課長		●	
統合情報機構事務部長		●	●
〃　　学術情報課長		●	●
〃　　情報推進課長		●	●
学生支援・保健管理機構事務部長		●	●
学生支援・保健管理機構事務部学生支援総括係長		●	●

（２）　非常参集補助要員

東京医科歯科大学湯島地区から起算して 10ｋｍ圏内に居住している係長・専門職員以上の事務職員

（参考）

地震発生時行動に関するフロー図（労働時間外）

地震の発生
①まず身を守る
②すばやく火を消す
③非常脱出口の確保

→

１～２分後
①火元の確認、初期消火！

→

３分後
①近所で助け合う！
②余震に注意！

→

ラジオやテレビで正しい情報をつかむ

緊急連絡網により参集
電話の不通等により情報伝達ができない場合は、自発的参集

文京区・千代田区・市川市が震度５弱・５強

である → **第１次参集体制**
参集場所：各部署

第１次参集体制 ↔ 総務秘書課長及び指定された課長等
被害状況等の情報収集

判断：総務秘書課長【不在時：総務秘書課副課長】

第２次参集の必要性

ある → **第２次参集体制**

を超える

文京区･千代田区・市川市が震度６弱以上

自発的参集

である → **第２次参集体制**
参集場所　：Ｍ＆Ｄタワー１階大会議室

東京医科歯科大学危機対策本部の設置
（災害対策本部の各班災害対策マニュアルによる担当業務遂行）

非常参集補助要員
大学から 10km 圏内に居住する係長、専門職員以上の事務職員

第１次：電話の不通等により情報伝達ができない場合に限り自発的参集。
第２次：自発的参集

【東京医科歯科大学危機対策本部】

- 学長（本部長）
  - 副学長（副本部長）
    - 副学長（副本部長）（補佐：総務部長）
      - 広報班（総務秘書課長）
      - 総務班（総務秘書課）
      - 職員安否確認班（人事企画課）
      - 避難住民対策班（財務企画課）
      - 物資対策班（財務経理課）
      - 物品被害対策班（財務企画課）
      - 施設対策班（施設企画課）
      - 情報ｲﾝﾌﾗ対策班（統合情報機構）
    - 理事（研究・改革担当）（補佐：統合研究機構事務部長）
      - 研究被害調査班（統合研究機構）
    - 理事（教育担当）（補佐：統合教育機構事務部長）
      - 学務班（学務企画課）
      - 学生班（学生支援事務室）
      - 留学生・外国人研究者班（統合国際機構事務部）
      - 入試班（入試課）
    - 理事（医療担当）（補佐：保健管理ｾﾝﾀｰ長）
      - 医療・救護対策班（保健管理センター）
      - 病院情報班（病院事務部総務課）
    - 上記担当以外の学長が加えた本部員
      - （特命事項担当）
    - 各部局長
      - 各部局等の危機対策本部等